

市第75号議案 横浜自然観察の森条例の一部改正

1 趣旨

横浜自然観察の森について、事業者のノウハウや創意工夫による市民サービスの向上と効率的な管理運営を図るため、管理を指定管理者に行わせるとともに利用料金制を導入します。

このため、横浜自然観察の森条例の一部を改正し、導入に関する規定等を追加します。

2 施設の概要

- (1) 設置年月日 昭和61年3月27日
- (2) 所在地 栄区上郷町1,562
- (3) 主な施設 自然観察センター、ボランティア活動拠点、観察小屋、屋外トイレ、池、湿地、草地、自然林 ほか
- (4) 面積 45.3ha

3 条例の主な改正内容

(1) 指定管理者制度の導入に必要な規定の追加

ア 指定管理者の指定に関する事項、指定管理者の管理の業務の評価に関する事項、指定管理者選定評価委員会の設置等について規定【第5条～第7条、第17条】

イ 自然観察センター内研修室の利用料金、利用料の徴収方法・減免等について規定【第14条～第16条】

| | | |
|------|--------------|------------|
| 利用料金 | 1室1日（9時～16時） | 3,000円（上限） |
|------|--------------|------------|

(2) 行為の禁止等の規定の追加

横浜自然観察の森における利用の禁止、行為の禁止、行為の制限等について、今回の改正に合わせて公園条例に準じて規定【第9条～第11条、第13条】

4 施行期日

平成32年4月1日

なお、指定管理者の選定手続きは施行期日に先立ち行う必要があるため、指定管理者選定評価委員会の設置等に関する規定については、別途、規則で定める日から施行します。

5 今後の予定

- 平成31年 4～5月 選定評価委員会（選定方法、募集要項の決定）
- 5月 公募開始
- 8月 選定評価委員会（選定審査、指定候補者の決定）
- 11～12月 第4回市会定例会（議案上程：管理者の指定）
- 平成32年 4月から 指定管理者制度による管理運営の開始

《参考》

位置図

